

## 船舶事故調査報告書

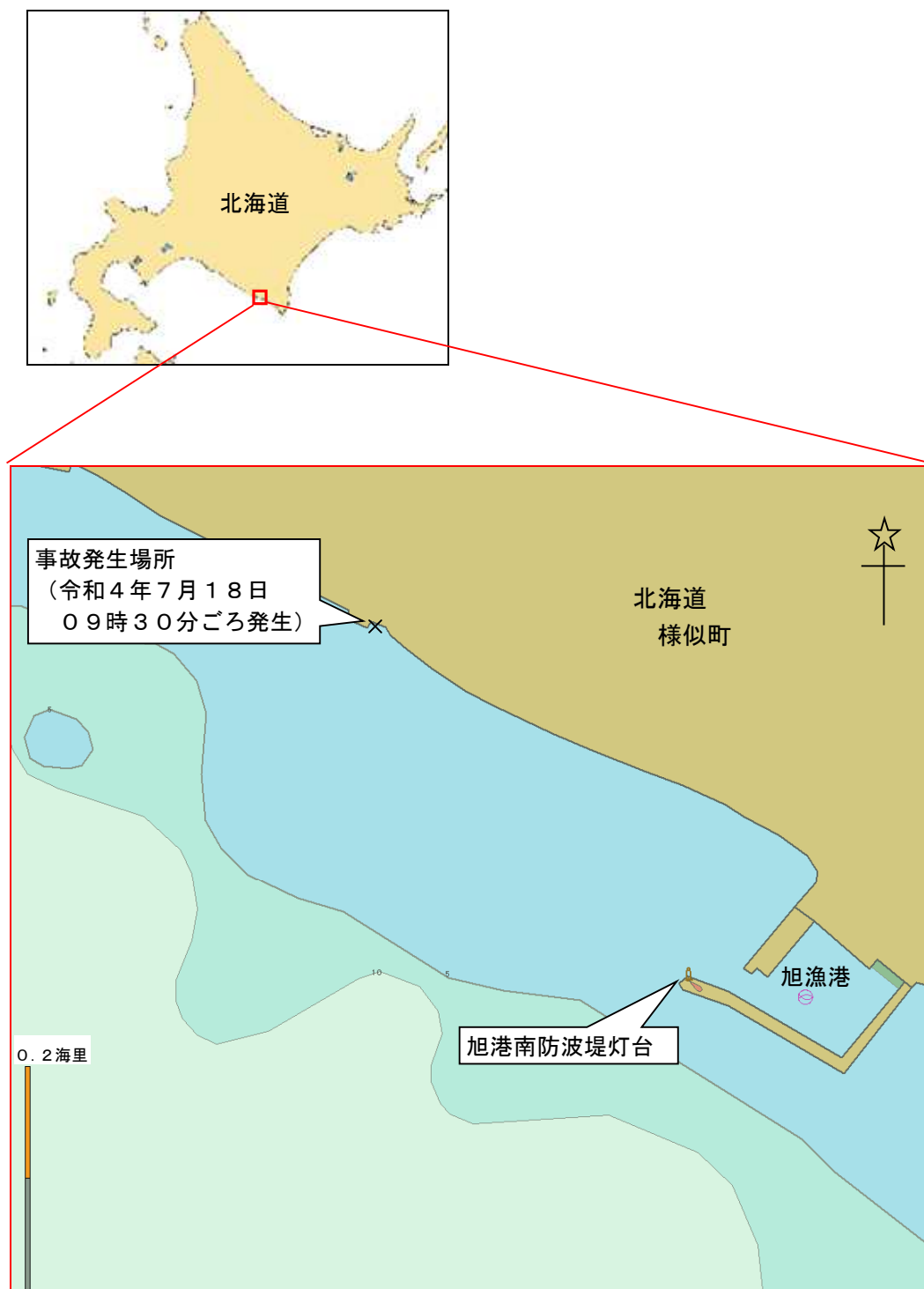
令和5年5月24日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年7月18日 09時30分ごろ
発生場所	北海道様似町旭漁港北西方沖 旭港南防波堤灯台から真方位319°780m付近 （概位 北緯42°04.1′ 東経143°03.3′）
事故の概要	漁船第52幸洋丸は、操業の後片付けをしながら漂泊中、船長が、落水し、左足を船体と消波ブロックの間に挟んで負傷した。
事故調査の経過	令和4年7月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第52幸洋丸、0.6トン HK3-113669（漁船登録番号）、個人所有 7.00m(Lr)×1.62m×0.64m、FRP ガソリン機関（船外機）、60kW（動力漁船登録票による）、平成18年2月15日
乗組員等に関する情報	船長 72歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月23日 免許証交付日 平成30年2月16日 （令和5年8月11日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：波向 南西、波高 約0.5～1.0m、潮汐 下げ潮の中央期、海面水温 約19℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、採りこんぶ漁（先端が四爪になった、長さ約2m、竿径約15mmの鋼製のかぎ竿を使用して海底のこんぶを採捕する漁）を行う目的で、令和4年7月18日04時45分ごろ、旭漁港北西方の海岸沿いの漁場に向け同漁港を出港した。 船長は、水深約1.5mの漁場に到着し、南西方に向首して左舷船尾部で左舷方を向いて立ち、‘船首から波を受けるように船外機を使用して船体の姿勢を調整する操船’（以下「船体姿勢調整」という。）

	<p>を行いながら操業を行った。</p> <p>船長は、付近で操業していた僚船が全て帰航したので、自分も早く帰航しようと思い、船外機を中立運転として急いで操業の後片付けを行っていたところ、風波により船首が左方に振れていることに気が付き、船体姿勢調整を行おうとしたが間に合わず、本船が右舷側から大きな横波を受けて陸岸の消波ブロックに押し寄せられた。</p> <p>船長は、本船が左舷側に傾斜した際、09時30分ごろ、落水して水深が膝上程度の海面下の消波ブロックの上に着地したところ、左足の脛を本船の左舷船尾部船底と消波ブロックの間に挟んで負傷した。</p> <p>船長は、消波ブロックの上を這って道路に上がったものの、そこから動けず、通行人が気付くことを期待して救助を待った。</p> <p>船長の家族は、09時30分ごろ操業終了の合図として漁港のポールに掲揚されていた旗が下ろされたので、漁港で船長の帰りを待っていたが、船長が戻らないので、ふだん操業している漁場付近を海岸に沿って探したところ、本事故発生場所付近の道路脇に座っている船長を発見し、自宅にいた家族に119番通報を依頼し、船長の介護を行いながら救急車の到着を待った。</p> <p>船長は、救急車で病院に搬送され、左脛骨骨幹部骨折と診断され、約1か月半の入院加療を要した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、和船型であり、船体中央部における甲板から舷縁までの高さが約50cmで、舷縁の幅が約10cmであった。</p> <p>船長は、本事故時、シャツ、ジャージズボン、ゴム製の長靴、シャツの上に救命胴衣を着用しており、体調不良などはなく、携帯電話を所持していなかった。</p> <p>船長は、急いで操業の後片付けを行っていて、船体姿勢調整を行うことがおろそかになり、本船が、船首が左方に振れて横波を受ける態勢になっていることに気付くのが遅れたかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>海図W1030（津軽海峡東口至襟裳岬）によれば、本事故発生場所付近は、水深が20mから5m、更に1.5mと急激に浅くなっており、船長は同海域で急に波が高くなることを知っていた。</p> <p>文献「波浪学のABC」（磯崎一郎著、株式会社成山堂書店、平成18年8月発行）によれば、次のとおりである。</p> <p>沖合では碎波していない波でも、海岸の浅海域に進んでくる場合には、水深と海底勾配に関係して生ずる浅水変形、屈折、反射などの効果によって波高が増大し、波長も短くなり、結局波形勾配が急峻になって碎波します。これが、いわゆる磯波です。</p>
<p>分析</p>	

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、風力2の西北西風及び南西からの磯波を受ける状況下、旭漁港北西方の水深約1.5mの漁場において漂泊中、船長が、船体姿勢調整に対する意識が薄れ、操業の後片付けに気を取られて漂泊を続けたことから、風波により船首が左方に振れたことに気付くのが遅れ、本船が、右舷側から波高約1mの磯波を受けて陸岸の消波ブロックに圧流され、左舷側に傾斜した際、落水して消波ブロックの上に着地した左足の脛を本船の左舷船尾部船底と消波ブロックの間に挟んで負傷したものと推定される。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、風力2の西北西風及び南西からの磯波を受ける状況下、旭漁港北西方の水深約1.5mの漁場において漂泊中、船長が、船体姿勢調整に対する意識が薄れ、操業の後片付けに気を取られて漂泊を続けたため、風波により船首が左方に振れたことに気付くのが遅れ、本船が、右舷側から波高約1mの磯波を受けて陸岸の消波ブロックに圧流され、左舷側に傾斜した際、落水して消波ブロックの上に着地した左足の脛<sup>すね</sup>を本船の左舷船尾部船底と消波ブロックの間に挟んだことにより発生したものと推定される。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型漁船の船長は、漂泊して作業を行う場合、水深が急に浅くなる海域では波浪が急に高くなることがあるので、常に波の状況に注意し、作業に没頭せず、横波を受けないように適切な操船を行い、可能な限り沖合の安全な海域に移動して作業を行うことが望ましい。</li> <li>・ 和船型の小型船舶の乗船者は、甲板から舷縁までの高さが低いので、船体動揺時の落水に十分注意し、作業の支障とならない範囲で舷縁上部に手すり等を設置することが望ましい。</li> <li>・ 小型漁船の船長は、防水パックに入れるなどの防水措置を施した携帯電話を常に携帯し、緊急時の連絡手段を確保すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



(一般財団法人日本水路協会発行の航海用電子参考図 (new pec) 使用)

写真1 本船

